

# 令和3年第3回紀の川市議会定例会議案書

(令和3年9月21日提出追加議案)

和歌山県 紀の川市

3 紀総務発第 174001 号  
令和 3 年 9 月 21 日

紀の川市議会議長 村 垣 正 造 様

紀の川市長 中 村 慎 司

## 追加議案の送付について

令和 3 年第 3 回紀の川市議会定例会に追加議案を提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

### 記

議案第 9 1 号 紀の川市監査委員条例の一部改正について

議案第 9 2 号 紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 9 3 号 令和 3 年度紀の川市一般会計補正予算（第 4 号）について

議案第91号

紀の川市監査委員条例の一部改正について

紀の川市監査委員条例（平成17年紀の川市条例第25号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年9月21日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

議員のうちから監査委員を選任しないこととし、監査委員の定数を2人とするため。

紀の川市監査委員条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市監査委員条例（平成17年紀の川市条例第25号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項ただし書、<u>紀の川市監査委員</u>、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、紀の川市監査委員（以下「監査委員」という。）の定数、<u>議員のうちから監査委員を選任しないこと、事務局の設置その他監査委員</u>に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(監査委員の定数)</p> <p>第2条 監査委員の定数は、<u>3人</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>(定例監査)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第195条第2項ただし書、<u>第196条第1項ただし書、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、紀の川市監査委員（以下「監査委員」という。）の定数、議員のうちから監査委員を選任しないこと、事務局の設置その他監査委員</u>に関する事項を定めるものとする。</p> <p>(監査委員の定数)</p> <p>第2条 監査委員の定数は、<u>2人</u>とする。</p> <p>(議員のうちから選任される監査委員)</p> <p>第3条 監査委員は、<u>議員のうちから選任しない。</u></p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第4条 略</p> <p>(定例監査)</p> <p>第5条 略</p>

改 正 前	改 正 後
(随時監査) <u>第5条</u> 略 (請求又は要求による監査) <u>第6条</u> 略 (例月出納検査) <u>第7条</u> 略 (決算、証書類等の審査) <u>第8条</u> 略 (公告及び公表) <u>第9条</u> 略 (委任) <u>第10条</u> 略	(随時監査) <u>第6条</u> 略 (請求又は要求による監査) <u>第7条</u> 略 (例月出納検査) <u>第8条</u> 略 (決算、証書類等の審査) <u>第9条</u> 略 (公告及び公表) <u>第10条</u> 略 (委任) <u>第11条</u> 略

附 則 (令和 年 月 日 条例第 号)

(施行期日)

- この条例は、令和3年12月11日から施行する。  
(紀の川市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 紀の川市特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年紀の川市条例第43号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後

改 正 前		改 正 後	
別表 (第1条関係)		別表 (第1条関係)	
(単位:円)		(単位:円)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
公平委員会委員	略	公平委員会委員	略
監査委員 (識見を有する者)	略	監査委員	略
監査委員 (議会选择)	月額 39,000	農業委員会会長	略
農業委員会会長	略	略	略
略	略		

議案第92号

紀の川市国民健康保険条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年9月21日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）の公布等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日  
 条例第 号

紀の川市国民健康保険条例（平成17年紀の川市条例第139号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万4千円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であるときは、<u>1万6千円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、<u>1万2千円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則（令和 年 月 日条例第 号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。  
 (経過措置)

2 改正後の紀の川市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。



議案第93号

令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和3年度紀の川市一般会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和3年9月21日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）